

質 疑 回 答 書

件名 中浦橋橋梁補修工事

質問事項		回答
Q 1	舗装工で既設アスファルト舗装(t=50)を切削し、基層(t=40)+表層(t=40)を打替えることになっていますが、舗装厚の変更に伴い死荷重が増加します。設計に変更はないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
Q 2	舗装工で既設アスファルト舗装(t=50)を切削し、基層(t=40)+表層(t=40)を打替えることにより、車道が3cm高くなります。防護柵、伸縮装置、橋面排水柵等の高さ調整が必要となりますか。必要となる場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	防護柵は、歩道の高さに変更はないため調整は必要なく、伸縮装置は、取替時に調整し、橋面排水柵は擦り付けと考えております。
Q 3	既設支承が塗装塗替(RC-I)の設計になっておりますが、通常金属溶射工法が採用されます。協議対象となりえますでしょうか。	腐食等の状態により、塗装塗替としています。
Q 4	図面番号 24 中浦橋 施工計画図の平面図に「資材置き場・待機場所」の記載がありますが、こちらは石巻市の土地で無償で使用できるものと考えてよろしいでしょうか。	参考図であり、土地所有者との協議により有償となる場合もあります。
Q 5	現在の設計に床版の上面補修がありませんが、設計段階で電磁波等による調査を行った上で、劣化がないものと判断されていると考えてよろしいでしょうか。仮に調査が行われていない場合、協議により電磁波等による調査を増工していただくことは可能でしょうか。 (舗装版撤去後の調査により劣化が確認されると、終日規制が長期化する可	舗装、床版下面の状況から床版上面が損傷していると思われる状態が確認されなかったため、電磁波等による調査は考えておりません。

	能性があります。)	
Q 6	橋梁支承工 下部工用ブラケットのアンカー施工時、既設鉄筋位置によってはアンカー位置が変更になります。その際、下部工用ブラケットの構造計算及び変更図面は設計コンサルにて速やかに対応していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	鉄筋探査の結果により、変更が生じた場合は、設計コンサルにより構造計算及び変更図の作成は可能です。
Q 7	図面番号 4 中浦橋 塗装塗替工補修図(1)に錆転換型塗装(外面)と記載されており、設計内訳書には RC- I 系で記載されています。RC- I 系の塗装塗替での施工と考えてよろしいでしょうか。	Rc- I で積算願います。
Q 8	図面番号 2 中浦橋 補修一般図に「拡幅部の塗装塗替は対象外とする」と記載されていますが、拡幅部とは下部工の縁端拡幅ではなく、上部工の拡幅部と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
Q 9	図面番号 2 中浦橋 補修一般図の側面図は桁の端部のみが着色されています。下部工の壁前面までは風通しが悪く鋼桁が劣化しやすい環境ですが、塗装塗替の範囲に変更はありませんでしょうか。	塗装塗替えは桁端部のみであり、塗替え範囲に変更はありません。
Q 1 0	設計資料から既設塗膜に鉛が含有しているものと考えますが、PCB は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。また、改めて既設塗膜の成分調査は実施されますでしょうか。	塗膜調査を実施しており、鉛は含有しておりますが PCB は含まれておりません。
Q 1 1	橋梁塗装工 素地調整のブラスト廃材を処分するにあたり成分調査が必要になりますが、成分調査費は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	塗膜調査実施済です。

Q 1 2	橋梁支承工 下部工用ブラケットで施工するアンカーの品質管理は東日本等高速道路株式会社の構造物施工管理要領に基づいて実施する発注者が多いのですが、同様に実施するのであれば、超音波によるアンカー長さ試験、アンカーの引張試験(基準・定期)は技術管理費の積上げで変更していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	受注後、必要に応じ協議の対象とします。
Q 1 3	交通管理者との協議が未成立とのことですが、交通規制形態(通行止め、車線減少、片側交互通行、昼間規制、夜間規制、終日規制等)によって施工人員・交通誘導警備員・日数等歩掛が変わってきます。交通規制形態決定後、実績人数・歩掛変更等を行っていただけると考えてよろしいでしょうか。	交通管理者等との協議結果により、必要に応じ協議の対象とします。
Q 1 4	現場塗装工の素地調整が循環式ブラスト工法になっていますが、類似ブラスト工法への変更又は承諾は可能でしょうか。	受注後、必要に応じ協議の対象とします。